

滋賀県交通対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 滋賀県における交通の諸問題について、関係機関・団体相互の連絡調整を図り、効果的かつ現実的な措置を講ずるとともに、交通の安全を県民ぐるみで強力に推進するため、滋賀県交通対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 協議会は別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には第1条の目的を効果的に推進するために、別表2に掲げる推進機関・団体を置く。

(会長および副会長)

第3条 協議会に会長および副会長を置く。

- 2 会長は、滋賀県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、滋賀県市長会長をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長は、協議会の会議を招集し、その会議の議長となる。
- 3 副会長は、協議会の事項に関し、会長を助け、会長に事故あるときはこれを代理する。

(部会)

第5条 協議会に次の各号に掲げる部会を置き、それぞれの事項について協議するものとする。

(1) 交通安全部会

- ア 協議会の企画運営に関すること。
- イ 部会相互間の連絡調整に関すること。
- ウ 交通安全運動に関すること。
- エ 交通安全教育に関すること。
- オ 他の部会に属しない交通問題に関すること。

(2) 交通環境部会

- ア 交通安全施設等の整備に関すること。
- イ 踏切道の整備に関すること。
- ウ その他交通環境の整備に関すること。

(3) 被害者救済対策部会

- ア 交通事故相談に関すること。
- イ 救急医療施設等設備に関すること。
- ウ その他交通事故被害者の救済に関すること。

(4) 高齢者対策部会

- ア 高齢者に対する交通安全教育に関すること。
- イ 高齢者の交通安全確保に関すること。
- ウ その他高齢者の交通安全に関すること。

2 部会は、第2条に規定する構成員および推進機関・団体のうちから会長が指定したものをもって構成するものとする。

3 部会は、必要に応じ会長が招集するものとする。

4 部会の議長は、部会構成員の互選によるものとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、滋賀県県土整備部において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関する事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和46年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和62年2月12日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和63年6月13日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年2月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年 2 月22日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年10月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年 2 月 6 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年 2 月 3 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年 2 月 4 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年 2 月 5 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。